

工事費内訳書の取扱いについて

1 対象事業

制限付き一般競争入札及び指名競争入札

2 対象工事である旨の通知

制限付き一般競争入札にあつては公告により提出を指示し、指名競争入札にあつては、指名通知書により提出を指示する。

3 内容及び書式

(1) 内容

入札価格の内訳を表示したもの

(2) 書式

- ・要領で指定する様式
- ・執行機関が別途指定する書式
- ・入札参加者の独自様式（執行機関が指定する様式等と同一内容の工事費内訳を記載したもので、執行機関が承諾したもの）

なお、様式については下記方法により提供する。

- ・入札参加資格審査結果通知書に添付
- ・指名通知書に添付
- ・ホームページ上からダウンロード

4 提出時期

入札書とともに入札用封筒に同封

5 確認後の工事費内訳書の取扱い

確認後の工事費内訳書の取扱いは、以下のとおり行う。

- (1) 工事費内訳書の確認により、工事費内訳書の記載事項に誤りがある場合や未提出等の不備がある場合は、掛川市競争契約入札心得の規定により、当該入札を無効とする。

〈不備の例〉

① 記載すべき事項に誤りがある場合の例

- ア) 商号又は名称に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合
- イ) 住所に誤りがあり、入札者と同一性が判別できない場合
- ウ) 工事名に誤りがあり、入札書と同一性が判別できない場合
- エ) 内訳書の合計金額が入札金額と端数範囲を超える大幅に異なる場合

② 未提出として扱う場合の例

ア) 内訳書の全部又は一部が記載されていない場合

イ) 内訳書とは無関係な書類の場合

ウ) 他の工事の内訳書である場合

エ) 白紙である場合

オ) 入札参加者の独自様式で執行機関の承諾がない場合

(2) 工事費内訳書の確認により、談合の疑義があると認められる場合は、「掛川市入札談合情報処理要領」により対応する。

〈疑義があると認められる例〉

① 他の業者の内訳書が添付されたもの

② 手書きで筆跡が同一と判断されるもの

③ その他談合が推測される記載等があるもの

附 則

この取扱いは、平成 18 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。